

職業訓練指導員免許証再交付申請について

- 山梨県において職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員の免許証の交付を受け、免許証を滅失、損傷又は氏名を変更した場合は、知事に対し申請を行うことができます。
- 郵送される場合は「**職業訓練指導員免許証再交付申請書在中**」と朱書きしてください。

申請から交付までは1週間ほどかかります。

(1) 申請に必要な書類

職業訓練指導員免許証再交付申請書

※申請書記入上の注意

- ・申請年月日は記入した日としてください。
- ・山梨県収入証紙を**1免許職種**につき2,000円分購入し、申請手数料 山梨県収入証紙欄に貼付の上、住所・氏名を記入して下さい。
- ・住所は、アパート名、部屋番号名等も省略することなく記入して下さい。
- ・氏名は、本人が楷書で記入、押印し、ふりがなをふって下さい。
- ・生年月日は頭に平成、昭和、大正の別を書いて下さい。
- ・申請の理由は、免許証の滅失、若しくは損傷、又は氏名の変更のいずれかの理由を記入して下さい。
- ・免許を受けた年月日、免許証番号(例1020)が不明な場合は産業労働部労政人材育成課へ連絡のうえ確認を受けて下さい。

※山梨県収入証紙販売場所：山梨中央銀行本店・各支店等

(2) 添付書類について

免許証の滅失の場合：運転免許証等の本人確認ができる身分証明書を持参（郵送される場合は、写しを添付して下さい。）

免許証の損傷の場合：免許証原本、運転免許証等の本人確認ができる身分証明書を持参（郵送される場合は写しを添付して下さい。）

氏名の変更の場合：免許証原本、氏名を変更したことを証する書面(戸籍抄本等)

(3) 代理人が申請する場合は、上記のほかに委任状と代理人の方の本人確認ができる書類（運転免許証等）を持参して下さい。

(4) 郵送による受領を希望する場合は、郵便切手を添付して下さい。

郵便切手 490円（簡易書留料金（350円）を含む）

※郵便料金は1枚分のもので、枚数が増える場合は、産業労働部労政人材育成課までお問い合わせ下さい。

(5) その他

- ・代理人が受領する場合は、代理人の方の印鑑と本人確認ができる書類（運転免許証等）を持参して下さい。
- ・本人が直接取りに来ていただく場合は、印鑑を持参して下さい。